

# 加茂市指定給水装置工事事業者規程

(平成十三年三月三十日水道管理規程第二号)

第一章 総則（第一条－第三条）

第二章 指定給水装置工事事業者の指定等（第四条－第十条）

第三章 給水装置主任技術者（第十一条・第十二条）

第四章 指定給水装置工事事業者の義務（第十三条－第十七条）

第五章 雑則（第十八条－第二十条）

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この規程は、加茂市水道給水条例（平成十年条例第十二号。以下「条例」という。）第七条の規定に基づき、加茂市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施工を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この規程において「法」とは、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）をいう。

2 この規程において「政令」とは、水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）をいう。

3 この規程において「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）をいう。

4 この規程において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために加茂市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

5 この規程において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（施行規則第十三条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。

6 この規程において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

（業務処理の原則）

第三条 指定工事事業者は、法、政令、施行規則、給水条例、加茂市水道給水条例施行規程及びこの規程並びにこれらの規定に基づく市長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

## 第二章 指定給水工事事業者の指定等

（指定の申請）

第四条 給水条例第七条第一項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第一による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の名

二 給水条例第二条に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事務所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第十二条第一項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることになる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の公布番号

三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

四 事業の範囲

3 前項の申請書には以下の書類を添えなければならない。

- 一 次条第一項第三号のイからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
  - 二 法人にあっては定款又は寄付行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- 4 前項第一号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第二によるものとする。

(指定の基準)

第五条 市長は、前条第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- 一 事業所ごとに第十二条第一項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 二 次に定める機械器具を有する者であること。
  - イ 金切のこその他の管の切断用の機械器具
  - ロ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
  - ハ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
  - ニ 水圧テストポンプ
- 三 次のいずれにも該当しない者であること。
  - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
  - ロ 法に違反して、刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者
  - ハ 第八条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
  - ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - ホ 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者がある者

(指定工事業業者証の公布)

第六条 市長は、第四条第一項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業業者に加茂市指定給水工事業業者証（以下「指定工事業業者証」という。）を交付する。

においてその費用を負担することができる。

- 2 指定工事業業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第八条の指定取消しを受けたときは、指定工事業業者証を市長に返納するものとする。
- 3 指定工事業業者は、事業の休止を届け出たとき又は第九条の指定の停止を受けたときは、指定工事業業者証を市長に提出するものとする。
- 4 指定工事業業者は、指定工事業業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

第七条 指定工事業業者は、次の各号の一に掲げる事項の変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 一 事業所の名称及び所在地
  - 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 三 法人にあっては、役員の名
  - 四 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の公布番号
- 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から三十日以内に施行規則に定められた様式第十による届出書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 一 前項第二号に掲げる次項の変更の場合には、法人にあつては定款又は寄付行為及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し又は外国人登録証の写し
  - 二 前項第三号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第二による第五条第三号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書
- 3 第一項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から三十日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から十日以内に、施行規則に定められた様式十一による届出書を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第八条 市長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の指定を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により第四条第一項の指定を受けたとき。
- 二 第五条各号に適合しなくなったとき。
- 三 第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第十二条各項の規定に違反したとき。
- 五 第十三条に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適切な工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 六 第十六条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 七 第十七条の規定による市長の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 八 その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、または与えるおそれがあるとき。

(指定の停止)

第九条 前条第一項各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、市長は、指定の取消しに替えて、六月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第十条 市長は、次の各号に該当するときは、すみやかに加茂市公報に掲載して公示する。

- 一 第四条の規定により指定工事業者を指定したとき。
- 二 第七条の規定により、指定工事業者から給水装置工事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。
- 三 第八条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。
- 四 第九条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

### 第三章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第十一条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- 一 給水装置工事に関する技術上の管理
- 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第四条に定める基準に適合していることの確認
- 四 給水装置工事に関し、次に掲げる連絡又は調整を市長と行うこと。

- イ 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
  - ロ 第十三条第二号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
  - ハ 給水装置工事が完了した旨の連絡
- 2 給水層と工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任)

- 第十二条 指定工事業者は、第四条第一項の指定を受けた日から十四日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。
- 2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けたときは、当該事由が発生した日から十四日以内に新たに主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。
- 3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則に定められた様式第三による届出書により、遅滞なくその旨を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。

#### 第四章 指定給水装置工事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

- 第十三条 指定工事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。
- 一 給水装置工事ごとに第十二条第一項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第十一条第一項各号に掲げる職務を行うものを指名すること。
  - 二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
  - 三 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
  - 四 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
  - 五 次に掲げる行為を行わないこと。
    - イ 政令第四条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
    - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
  - 六 施行した給水装置工事ごとに、第一号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。
    - イ 施主の氏名又は名称
    - ロ 施行の場所
    - ハ 施行完了年月日
    - ニ 主任技術者の氏名
    - ホ 竣工図

- へ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- ト 第十一条第一項第三号の確認の方法及びその結果

#### (設計審査)

第十四条 指定工事業者は、給水条例第七条第二項に規定する設計審査を受けるため設計審査に係る申請書に設計書を添えて、市長に申請しなければならない。

#### (工事検査)

第十五条 指定工事業者は、給水条例第七条第二項に規定する給水装置工事検査を受けるため工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により市長に申請しなければならない。

- 2 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて市長の検査を受けなければならない。

#### (主任技術者の立会い)

第十六条 市長は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第十七条の給水措置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第十三条第一号により指名された主任技術者または当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

#### (報告又は資料の提出)

第十七条 市長は、指定工事業者が施行した給水装置工事に關し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

### 第五章 雑則

#### (諮問機関)

第十八条 市長は、次の各号に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として加茂市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「指定工事業者審査委員会」という。）を設置する。

- 一 第八条の規定による指定の取消し
  - 二 第九条の規定による指定の停止
- 2 前項の指定工事業者審査委員会について必要な事項は別に定める。

#### (講習会)

第十九条 市長は、給水装置の工事の施工に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習を実施し、又は他団体の実施する講習会を推薦することができる。

#### (施行細目)

第二十条 この規程に定めるもののほか、施行に関して必要な事項については、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施工期日)

第一条 この規程は平成十四年四月一日から施行する。

#### (旧規程に基づく加茂市指定工事店に対する経過措置)

第二条 改正前の加茂市指定工事店規程（以下「旧規程」という。）により指定を受けている加

茂市指定工事店は、平成十年加茂市条例第十二号による改正後の加茂市水道給水条例第七条第一項の適用については、平成十年四月一日から九十日間（次項の規定による届出があったときは、その届出があったときまでの間）は、改正後の加茂市水道給水条例第七条第一項の指定を受けた者とみなす。

- 2 旧規程により指定を受けている加茂市指定工事店が、平成十年四月一日から九十日以内に、次の各号に定める事項を市長に届け出たときは、改正後の加茂市水道給水条例第七条第一項の指定を受けた者とみなす。
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - 二 法人である場合には役員の氏名
  - 三 事業の範囲
  - 四 事業所の名称及び所在地
- 3 前項の届出は、改正水道法附則第二条第二項の届出に関する省令により定められた別記様式による届出書を提出して行うものとする。
- 4 前項の届出書には、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあっては、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを添えなければならない。
- 5 第二項の届出を行う加茂市指定工事店は、届出と同時に旧規定に基づく加茂市指定工事店証を市長に返納しなければならない。
- 6 市長は、第二項の届出の受理後、速やかに、新規程第六条に定める加茂市指定給水装置工事事業者証を公布する。
- 7 第二項の規定により、改正後の加茂市水道給水条例第七条第一項の指定を受けた者とみなされた者についての本規程第八条の規定の適用については、平成十年四月一日から一年間は、同条中「次の各号」とあるのは、「第一号から第三号又は第五号から八号まで」と、同条中「第五条各号」とあるのは、「第五条第二号又は第三号」とする。
- 8 第二項の規定により、改正後の加茂市水道給水条例第七条第一項の指定を受けた者とみなされた者について、新規程第十三条を適用する場合においては、平成十一年三月三十一日までの間、同条第一号、第四号及び第六号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは「給水装置工事主任技術者又は旧規定による給水装置工事責任技術者の資格を有する者」とする。

（旧規程に基づく給水装置工事主任技術者に対する経過措置）

第三条 平成十年三月三十一日において次の各号の一に該当する者は給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令（平成八年厚生省令第六十九号）附則第二条第一項に定める経過措置の適用並びに前条第八号に定める経過措置の適用にあたり、旧規程による給水装置工事責任技術者の資格を有するものにあたりとみなす。

- 一 旧規程に基づく給水装置工事責任技術者としての登録をうけている者。
- 二 旧規程に規定する給水装置工事責任技術者としての登録資格を有し、登録可能期間が満了してない者。
- 三 その他市長が前号のものに相当すると認める者。

附 則（平成十二年三月二十四日訓令第一号）

この規程は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年一〇月三日訓令第四号）

この規程は、公布の日から施行する。